



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成26年1月19日から静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月2日告示第1号）第12条第3項の規定による広域連合長選挙の当選人が定まる日の前日までの間、静岡県後期高齢者医療広域連合の公文書等の中に「静岡県後期高齢者医療広域連合長」とあるのは「静岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者」と、「静岡県後期高齢者医療広域連合長 鈴木尚」とあるのは「静岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 石原茂雄」と読み替える。

平成26年1月17日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 尚

